

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年5月26日から同年7月27日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を同年5月26日、資格喪失日に係る記録を同年7月27日とし、当該期間に係る標準報酬月額については、30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月23日から同年7月27日まで

申立期間は、B株式会社（その後、株式会社Cへ社名変更）側の船主代表として、株式会社AのD丸で出漁した。

私はD丸に乗船したが、その時の事務手続の主体が株式会社Aであったので、船員保険の加入者名簿から私の名前が抜けていたのではないかと思われる。

申立期間について、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳の写し、株式会社E（経営統合に伴う事業分割により株式会社CからF部門を継承した会社）から提出された「昭和53年度D丸乗組員名簿」及び同僚の証言から、申立人が申立期間において株式会社AのD丸で勤務していたことが確認できる。

また、当該乗組員名簿に記載がある申立人以外の乗組員全員について、申立期間当時、船員保険被保険者としての加入記録が確認でき、このうち、加入事業所が株式会社Aとなっている者の加入記録は、昭和53年5月26日取得から同年7月27日喪失までとなっていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和53年5月26日から同年7月27日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同職種（G係）の同僚の社会保険事務所（当時）の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、商業登記簿謄本により、株式会社Aは平成5年7月19日に破産終結していることが確認でき、当時の代表取締役3人は、いずれも死亡又は所在不明のため照会できないほか、最終の代表取締役及び破産管財人からは資料は無い旨の回答を得ているが、同社に係る船員保険被保険者台帳には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、社会保険事務所において申立人の記録が欠落したとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る船員保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ当該届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和53年5月及び同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、昭和53年5月23日から同年5月26日までの期間については、申立人から提出された船員手帳には、雇入年月日は同年5月23日と記載されているものの、前述の株式会社Eから提出されたD丸乗組員名簿の表紙には、昭和53年5月26日出港、同年7月26日入港と記載されており、加入事業所が株式会社Aとなっている者にも当該期間に係る船員保険の加入記録が確認できない。

このほか、申立人の当該期間に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和36年9月は2万円、同年10月は2万4,000円、同年11月は2万2,000円、同年12月から37年2月までは1万6,000円、39年5月から40年4月まで及び同年6月から同年8月までは2万円、同年9月から41年9月までは2万2,000円、同年10月から42年6月までは2万4,000円、同年7月及び同年8月は2万8,000円、同年11月は3万円、同年12月から43年6月までは2万8,000円、同年7月及び同年8月は3万円、48年10月は6万8,000円、50年8月、同年10月及び同年11月は8万6,000円、並びに同年12月は11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年6月1日から48年12月28日まで
② 昭和49年8月1日から同年12月28日まで
③ 昭和50年5月1日から51年1月1日まで
④ 昭和51年5月1日から52年1月1日まで

株式会社Aに勤務していた期間のうち、昭和36年から51年までの期間について、給与の支払金額とそれに伴う報酬月額の届出が正確に行われておらず、本来受け取るべき年金の金額にそれらが反映されていないので正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、申立人は、株式会社Aにおける実際の報酬月額と標準報酬月額が相違していると申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給

付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給料支払明細書に記載された報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、昭和 36 年 9 月は 2 万円、同年 10 月は 2 万 4,000 円、同年 11 月は 2 万 2,000 円、同年 12 月から 37 年 2 月までは 1 万 6,000 円、39 年 5 月から 40 年 4 月まで及び同年 6 月から同年 8 月までは 2 万円、同年 9 月から 41 年 9 月までは 2 万 2,000 円、同年 10 月から 42 年 6 月までは 2 万 4,000 円、同年 7 月及び同年 8 月は 2 万 8,000 円、同年 11 月は 3 万円、同年 12 月から 43 年 6 月までは 2 万 8,000 円、同年 7 月及び同年 8 月は 3 万円、48 年 10 月は 6 万 8,000 円、50 年 8 月、同年 10 月及び同年 11 月は 8 万 6,000 円、並びに同年 12 月は 11 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社 A は既に適用事業所ではなくなっており、当時の代表取締役の一人は、当時の資料は残っていないと述べていることから確認できないものの、前述の給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は当該期間の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和 36 年 6 月から同年 8 月まで、37 年 3 月から同年 12 月まで、38 年 3 月から同年 12 月まで、39 年 3 月、同年 4 月、40 年 5 月、42 年 9 月、同年 10 月、43 年 9 月から 47 年 1 月まで、同年 3 月から 48 年 9 月まで及び同年 11 月、申立期間②の期間、申立期間③のうち、50 年 6 月、同年 7 月及び同年 9 月、並びに申立期間④の期間については、申立人提出の給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低いことが確認できることから、特例法によるあっせんの対象とはならないため、記録訂正を行うことはできない。

また、申立期間①のうち、昭和 38 年 1 月、同年 2 月、39 年 1 月、同年 2 月及び 47 年 2 月、並びに申立期間③のうち 50 年 5 月については、申立人は給料支払明細書を所持しておらず、元事業主は、前述のとおり、当時の資料は残っていないとしており、このほか当該期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川国民年金 事案605（事案318の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの期間、同年7月から48年10月までの期間及び49年3月から50年4月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から同年3月まで
② 昭和46年7月から48年10月まで
③ 昭和49年3月から50年4月まで

昭和46年1月から平成3年6月まで農業者年金に加入し、農業者年金の保険料を滞りなく納付しており、現在、農業者年金も受給している。

農業者年金に加入したことにより、国民年金は定額保険料と付加保険料を納付することとなり、全ての申立期間は付加保険料を納付していたはずである。

また、申立期間③のうち、昭和49年4月から50年3月までは、国民年金保険料納付の法定免除を受けた記録となっているが、法定免除を受けたことは無く、定額保険料と付加保険料を納付していた。

全ての申立期間に付加保険料を納付した記録は無いが、全ての申立期間の付加保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③のうち、昭和49年3月及び50年4月に係る申立てについて、申立人は、国民年金の定額保険料は未納が無いように納付していたと思うと主張しているところ、i) 49年3月は、社会保険庁（当時）の特殊台帳から、48年4月から49年3月までの定額保険料が過年度納付されていることが確認できるとともに、社会保険庁の記録では、申立人は49年3月24日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、48年11月から49年3月までの定額保険料が還付されている記録が確認できるが、同年3月は厚生年金保険の被保険者期間ではなく、国民年金の強制加入期間であるこ

とから、誤った資格喪失手続により還付手続が行われたことが認められること、ii) 50年4月は、社会保険庁の特殊台帳から、直後の同年5月から定額保険料を現年度納付していることが確認できる上、申立期間前の49年4月から50年4月までの期間が法定免除期間とされ、当該期間のうち49年4月から50年3月までの定額保険料を、58年3月23日に追納していることが確認できることから、申立人が、定額保険料を追納する際に申立期間の1か月分だけを追納しなかったとは考え難く、申立期間の定額保険料を追納していたと考えるのが自然であること等から、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月12日付け年金記録を訂正する必要があるとする通知が行われている。

- 2 今回の申立てにおいて、申立人は、全ての申立期間については、農業者年金に加入したことにより、国民年金は定額保険料と付加保険料を納付することとなるので、当該期間の付加保険料は納付しており、申立期間③のうち、昭和49年4月から50年3月までの期間については、保険料納付の法定免除期間となっているが、法定免除を受けたことは無く、当該期間を含め、申立期間③は、定額保険料と付加保険料を納付していたと主張しているところ、全ての申立期間における農業者年金の保険料は納付されている上、A局及びB町から、申立期間③のうち、昭和49年4月から50年3月までの期間については、申立人が法定免除の対象となる生活保護及び障害年金を受給した記録は確認できない旨回答を得ている。

しかしながら、申立期間③のうち、昭和49年4月から50年3月までの期間については、国民年金被保険者台帳及びB町の国民年金被保険者名簿兼検認カードから、当該期間の定額保険料は、58年3月23日に納付されていることが確認でき、その時点では、法定免除又は申請免除を受けていなければ、当該期間の定額保険料を追納することができないことから、申立人が当該期間に保険料納付の免除を受けていたと考えられるところ、特例納付及び追納することができる保険料は定額保険料のみであり、付加保険料を納付することができないことから、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたとは考え難い上、50年4月については、同町の国民年金被保険者名簿兼検認カードでは、申立人が同年5月に農業者年金に該当したことを示す「50/5 農」の記載が確認できることから、当該期間において、同町が申立人に付加保険料の納付書を発行していたとは考え難く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

また、国民年金被保険者台帳から、申立期間①の国民年金保険料は、昭和49年11月20日に特例納付により、申立期間②のうち、47年4月から48年3月までの国民年金保険料は、当初、申請による保険料納付の免除とされていたところ、納付時期は不明であるものの、後に追納により納

付されていることが確認できるが、前述のとおり、特例納付及び追納することができる保険料は定額保険料のみであり、付加保険料を納付することができないことから、当該期間の付加保険料を納付したとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、B町の国民年金被保険者名簿兼検認カード及び申立人の所持する国民年金手帳から、申立期間②のうち、昭和46年7月から47年3月までの期間の定額保険料が46年7月31日及び47年3月27日に納付されていることが確認できるものの、当該期間の付加保険料が納付されたことを示す記載は確認できない上、申立人及びその妻は、47年4月から48年3月までの期間について、申請による国民年金保険料納付の免除を受けていることから、同町が当該期間における付加保険料の納付書を発行したとは考え難い。

加えて、B町の国民年金被保険者名簿兼検認カードから、申立期間②のうち、昭和48年4月から同年10月までの期間及び申立期間③のうち、49年3月については、定額保険料を同年12月2日に過年度納付していることが確認できるものの、国民年金被保険者台帳から、48年11月から49年2月までの期間に係る厚生年金保険被保険者期間との重複があったとして、50年6月13日に特例納付の不足分150円に充当された後、残りの金額3,650円を還付していることが確認でき、これらの合計額は定額保険料5か月分の金額と一致することから、申立人は定額保険料のみを過年度納付したと考えられる。

その上、申立人及び申立人の国民年金保険料を納付していたとするその妻は、全ての申立期間における付加保険料の納付方法については「分からない。」と回答している上、妻が全ての申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに全ての申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が全ての申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案606

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から49年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から49年9月まで

年金事務所から、申立期間の国民年金保険料は返していると説明されたが、一度も保険料を返された記憶は無く、また、保険料を返される理由も分からない。

申立期間の国民年金保険料を返してもらっていないので、申立期間については保険料の納付済期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者台帳から、申立期間の国民年金保険料は納付されていることが確認できるものの、昭和50年に2回にわたって還付されたことを示す記載「還付44.2～47.3 ¥13,700」、「還付47.4～49.9 ¥19,350」が確認でき、還付期間、還付金額などの記載内容に不自然な点は見受けられない。

また、申立人の所持する昭和45年5月23日に発行された国民年金手帳から、申立人は、44年2月1日に国民年金被保険者資格を喪失後、申立期間に国民年金へ任意加入した記録は無く、49年10月17日に国民年金被保険者資格を再取得していることが確認できることから、申立期間は任意加入期間であると判明したことにより、納付済みとなっていた申立期間の国民年金保険料を還付することとしたものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案607

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から59年3月までの国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月から59年3月まで

平成22年11月に年金事務所にて老齢年金の裁定請求手続を行ったところ、申立期間については、私が国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していない記録となっており、国民年金被保険者期間の合算対象期間として算入できないことから、65歳以降も任意加入し、保険料の納付が必要である旨の説明を受けた。

しかし、申立期間当時は、元夫が厚生年金保険に加入し、私自身の国民年金保険料は納付しなくてもよいと思っていたことから、国民年金に任意加入した覚えは全く無いので、申立期間が国民年金の任意加入被保険者であった記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金に任意加入した覚えは全く無いので、国民年金の任意加入被保険者であった記録を取り消してほしいと主張しているが、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録から、申立人が昭和56年9月21日から59年4月1日まで国民年金の任意加入被保険者となっていることが確認できる上、当該期間は、申立人の元夫の厚生年金保険被保険者期間（昭和56年9月21日から59年3月31日まで）とほぼ一致する。

また、国民年金における申立人の任意加入被保険者資格の取得日及び喪失日は、申立人の元夫の強制加入被保険者資格の喪失日及び取得日と一致する上、申立人及び元夫の当該手続に係る社会保険事務所（当時）から社会保険庁（当時）への資格記録の進達時期は一致しており、当該事務処理に不自然な点は見受けられない。

さらに、申立人の元夫は既に亡くなっていることから、元夫の申立人の

申立期間に係る国民年金への任意加入手続の関与の有無を確認することができない上、申立人が申立期間において任意加入被保険者でなかったことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間において任意加入被保険者でなかったことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

旭川厚生年金 事案895（事案150の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月から31年4月まで
② 昭和37年4月から41年3月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間の照会をしたところ、A署に勤務していた期間の一部（申立期間①）、及びB株式会社に勤務していた期間（申立期間②）に係る加入記録が無い旨の回答があった。いずれの事業所でも給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしいと年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、年金記録を訂正する必要は無いとの結果が通知された。

今回新たに、申立期間①について、当時、現場監督が厚生年金保険に加入することを勧めてくれたことや、自分にA署の仕事を紹介してくれた同署職員の名前を思い出した。私が申立期間に勤務していたことを証言してくれると思うので、調査してほしい。

申立期間②について、前述の現場監督の紹介で入社した。既に、前回名前を挙げている同僚以外の名前は思い出せないが、A署と同じように仕事をしていた。

両申立期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、再度、年金記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) 申立人が述べている勤務内容から、申立人がA署に勤務していたことは推認できるが、証言を得ることのできた同僚6人のうち5人は、申立人について記憶が無く、残りの一人は、申立人を記憶していたものの、申立人と一緒に勤務していた時期についての証

言が得られない上、人事記録等の関係資料も無いことから、申立期間に係る実際の勤務実態を確認することができないこと、ii) 同僚からは、「当時、厚生年金保険に加入するか否かは本人の自由であった。」、「現場は6か所あり、季節作業員（非正規職員）は現場ごとに60人以上いた。」との証言を得ているところ、社会保険事務所の記録により、申立期間における被保険者数（1年以上の通年雇用者を含む。）は、最大で170人程度であったことが確認できることから、当時、厚生年金保険に加入しないまま就労していた従業員が多数存在したことがうかがえること、iii) 社会保険事務所の記録によれば、A署が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和29年4月1日であり、それより前の28年4月から29年3月までの期間に給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる資料等はないこと、また、申立期間②に係る申立てについては、i) 同僚の証言及び申立人が述べている勤務内容から、申立人がB株式会社に勤務していたことは推認できるが、オンライン記録によれば、同社は昭和42年1月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、証言を得ることのできた同僚9人からは、申立人の勤務期間に係る証言が得られない上、人事記録等の関係資料も無いことから、申立期間②に係る実際の勤務実態を確認することができないこと、ii) 申立人が記憶していた同僚には厚生年金保険の加入記録（昭和36年10月1日取得、42年1月28日喪失）があるものの、当該同僚からは、「自分は通年雇用で、申立人は夏期間勤務の季節雇用だと思う。」との証言を得たこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月26日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立期間①について、申立人が当時の現場監督として新たに名前を挙げた者は、A署に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、名前の一字が相違するものの該当者であると考えられる被保険者が確認できるところ、同人には、昭和29年4月1日から30年12月5日までの期間、及び31年5月15日から34年1月1日までの期間において、厚生年金保険の加入記録が確認できるが、基礎年金番号に未統合の記録となっており、連絡先が不明のため照会することができない上、当時の同僚から、同人は20年以上前に亡くなっているとの証言を得ている。

また、申立人は、A署の仕事を紹介してくれたとして同署の職員の名前を新たに挙げているが、名字のみの記憶であるところ、C署からは、現住所等は不明だが同人と同姓の職員が二人確認できるとの回答があったが、このうちの一人は、同署に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録があるが、オンライン記録から平成17年*月*日に死亡していることが確認でき、別の一人は、同名簿に記録は見当たらず、オンライン記録においても該当者を特定できず照会することができないことから、申立人の主張を裏付ける証言等は得られなかった。

さらに、申立期間②について、申立人が申立期間①において、当時の現場監督として新たに名前を挙げた者で、B株式会社の仕事を紹介してくれたとする者は、前述のとおり連絡先が不明なため照会することはできないことから、申立人の主張を裏付ける証言等は得られなかった。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

旭川厚生年金 事案896

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月頃から40年2月12日まで

株式会社A（申立期間当時の適用事業所名称は、株式会社B）には、自宅に営業で来た同社の支店長の紹介で、昭和37年11月頃から正社員として働くことになり、C本店での事務講習を終えてから、D支店に勤め始めた。

昭和37年11月頃から勤めていたのに、厚生年金保険の加入記録は、40年2月12日からとなっているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のみに株式会社Bに勤務していたと回答した同僚の証言から、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を取得する昭和40年2月12日より前から、同社に勤務していたことはいかがえるものの、当該同僚及び連絡の取れた別の15人の同僚からは、申立人の勤務開始時期を特定できる証言等は得られなかった。

また、前述の15人の同僚のうち3人が回答した自身の入社時期は、当該同僚の株式会社Bにおける厚生年金保険被保険者資格取得日より3か月から11か月ほど前の時期であり、このうちの一人は、6か月の試用期間があると言われた旨を証言している上、申立期間当時に経理を担当していた別の一人からは、「当時は、試用期間があったので、採用と同時に厚生年金保険に加入させなかった。当時、厚生年金保険への加入は、それほどうるさくなく、本人の希望で加入させていたように思う。」との証言を得ている。

さらに、株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日（昭和40年2月12日）に厚生年金保険被保険者資格を取得し

ている同僚が5人確認できるところ、前述の申立期間のみに勤務していたと回答した同僚を含む二人の証言から、当該5人のうち、二人については、資格取得日より前から勤務していたものと推認され、これらを踏まえれば、申立期間当時、株式会社Bでは、従業員全員を入社当初から厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

加えて、株式会社Bは、昭和47年9月19日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の代表取締役も既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 5 月 1 日から 54 年 12 月 20 日まで
② 昭和 61 年 6 月 1 日から同年 12 月 20 日まで

申立期間①については、A株式会社に季節雇用のB担当として勤務しており、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

申立期間②については、A株式会社に通年雇用のB担当として勤務しており、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

両申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、元代表取締役の証言及び雇用保険の加入記録（昭和 49 年 5 月 6 日取得から同年 12 月 5 日離職まで、50 年 4 月 1 日取得から同年 12 月 5 日離職まで、51 年 4 月 1 日取得から同年 11 月 30 日離職まで、52 年 4 月 1 日取得から同年 11 月 30 日離職まで、53 年 4 月 1 日取得から同年 11 月 30 日離職まで、及び 54 年 4 月 2 日取得から同年 11 月 30 日離職まで）から、申立期間①のうち、当該雇用保険の加入期間において、申立人がA株式会社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間①において厚生年金保険の加入記録が確認できる者は6人おり、その全員が通年で加入している記録となっているところ、申立人と同日の昭和 55 年 5 月 1 日に、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚 10 人のうち、雇用保険の加入記録が確認できた7人（申立人は7人全員を同僚として記憶している）は、雇用保険の加入記録から、申立期間①当時、申立人と同様に季節的に勤務していたことが確認できるものの、当該期間において厚生年金保険の加入記録は無い上、A株式会社の元代表取締役

は、「昭和 55 年以前については、従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述していることから、当該期間当時、同社では、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

また、前述の雇用保険の加入記録が確認できた 7 人で、連絡の取れた 4 人のうち二人からは、「申立期間①の期間には、厚生年金保険に加入していなかった。」旨の証言を得ており、残りの二人からも、申立期間①において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる証言等は得られない上、オンライン記録から当該期間当時において、この 4 人全員が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本によれば、A 株式会社は平成 8 年 6 月 1 日に解散しており、元代表取締役からは、人事記録や給与台帳等の書類は残っていないとの回答を得ており、当時の社会保険事務担当者である取締役からも証言を得られないことから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができないほか、当該期間の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番も見当たらないことから、社会保険事務所（当時）において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②について、雇用保険の加入記録（昭和 61 年 4 月 7 日取得から同年 12 月 11 日離職まで）から、申立期間②のうち、当該雇用保険の加入期間において、申立人が A 株式会社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間②において、A 株式会社における雇用保険の加入記録が確認できた 6 人のうち 5 人（申立人は 5 人全員を同僚として記憶している）には、当該期間において厚生年金保険の加入記録は無い上、このうち 4 人については、申立人と同様に当該期間の前後の年においては、厚生年金保険に加入している記録となっていることから、申立期間②においては、同社では、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

また、前述の 5 人のうち 4 人は、申立期間②において、国民年金に加入し国民年金保険料を納付した記録が確認できるところ、連絡の取れた二人からは、当該期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる証言等は得られない。

さらに、A 株式会社は前述のとおり既に解散しており、元代表取締役の回答及び当時の社会保険事務担当者である元取締役の状況も前述のとおりとなっていることから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができないほか、当該期間の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番も見当たらないことから、社会保険事務所において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案898

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月1日から29年6月26日まで

脱退手当金という給付制度を知らなかったが、20年から30年前に私の父が社会保険事務所（当時）で聞き、A株式会社において厚生年金保険に加入していた期間について、脱退手当金を受給したことになっていることを知ったが、脱退手当金を受給した記憶が無い。

申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給金額及び支給年月日等が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和29年6月26日）から約10か月後の昭和30年4月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間に係る事業所を退職後、昭和34年8月まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人からの回答においても、脱退手当金を受給した記憶が無いとの主張のほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。